

建設常任委員会記録

令和4年9月12日（月）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時31分

○出席委員（7名）

1番 樋川篤子委員 2番 竹浪敦委員 11番 野村太郎委員
15番 松橋武史委員 17番 小田桐慶二委員 19番 石岡千鶴子委員
26番 田中元委員

○出席理事者（9名）

建設部長	花岡哲	建設部理事	佐藤久男
道路維持課長	木村和彦	道路維持課長補佐	竹村隆史
都市整備部長	天内隆範	企画部長	外川吉彦
都市計画課長	福士一之	商工労政課長	福士智広
地域交通課長	小山内孝紀		

○出席事務局職員（2名）

主幹兼議事係長 蝦名良平 書記 田村宣樹

【午前10時00分 開会】

○委員長（野村太郎委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

議案第104号 弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

○委員長（野村太郎委員） まず、議案第104号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（花岡 哲） 議案第104号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案第104号は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅認定制度において、新たに創設された建築行為を伴わない既存住宅の認定の手續に係る手数料の額を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、資料2の弘前市手数料条例改正説明資料を御覧ください。改正内容につきましては、主にこちらの資料で御説明させていただきます。

まず、長期優良住宅法の概要について御説明いたします。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律、いわゆる長期優良住宅法は、住宅取得に係る負担軽減や地球環境への負荷低減のために、従来のスクラップ・アンド・ビルド型社会からストック活用型社会への転換を目的として、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅を普及させるため、平成21年に施行されたもので、長期にわたり良好な状態で使用されるための措置が、その構造及び設備に講じられた住宅を所管行政庁が認定する制度であります。

次に、長期優良住宅法の一部改正の概要について御説明いたします。

現行の認定制度は新築や増改築などの建築行為がある場合に認定できる制度ですが、法改正により、優良な既存の住宅について、増改築工事などの建築行為がない場合でも認定できる制度が創設されたものであります。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。

長期優良住宅法の一部改正に伴い、長期優良住宅認定制度において、建築行為を伴わない既存の住宅の認定手続に係る手数料の額を定めるなど、所要の改正をするものであります。

次に、弘前市手数料条例の一部改正の内容について御説明いたします。

ここからは、お手元の資料1の新旧対照表も御参照してくださるようお願いいたします。

新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分がこのたび改正しようとする部分となっております。

資料2の説明資料に戻りまして、改正の一つ目は、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設に伴う手数料を追加規定するものであります。

弘前市手数料条例別表67の3の項に既存住宅に係る維持保全計画認定の申請手数料を、同表67の5の項にその変更認定の申請手数料を追加規定するものです。資料1の新旧対照表の1ページから7ページの部分になります。

なお、新たに規定する手数料額は、国から示された審査の想定所要時間に職員の平均時間単価を乗じて得た額に、その他の経費を加えて算出したものであります。結果といたしまして、今回の既存住宅に係る手数料額は増改築の認定の場合と同額となっております。

改正のもう一つは、別表67の3の項及び67の5の項が項の途中で挿入されたことによる条項ずれの修正であります。資料1の新旧対照表の4ページ及び7ページ以降の部分になります。

最後に、附則において、本条例の施行期日を改正法の施行日と同日の令和4年10月1日としております。

以上が議案第104号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の内容でございます。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

- 委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第110号 自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 委員長（野村太郎委員） 次に、議案第110号自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

- 建設部長（花岡 哲） それでは、議案第110号自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

本件に係る自動車事故は、令和4年1月20日午前9時40分頃、道路維持課技能技師石戸谷孝運転の除雪ドーザが、駒越雪置場において雪山の敷きならし作業中に後退しようとしたところ、後方の確認が不十分であったため、当方車両の後部右側が同雪置場内に停車していた相手方車両の後部荷台扉に接触し、相手方車両が損傷したものであります。

和解の内容につきましては、市が相手方の損害に対する賠償金として53万9000円を相手方に支払い、双方ともこの事故に関して今後何らの請求をしないものであります。

なお、この損害賠償につきましては、当初予算に計上していないことから、本定例会において53万9000円を増額補正するものであります。

以上の内容で示談の同意を取り付けましたので、自動車事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるとのであります。

以上でございます。

- 委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

- 15番（松橋武史委員） まず、損害賠償額の内訳をお知らせいただきたいと思えます。

それと、事故の内容の説明で、相手側の車両が停止していたという説明でありましたが、その車両には作業員が乗っていたのかどうかということと、乗っていた場合、ぶつかってくるだろうなということが分かっているならば、それなりのアクションがあると思うのですが、その部分についてちょっと詳しく説明をよろしくお願いします。

- 道路維持課長（木村和彦） 損害賠償の額の内訳についてお答えいたします。

全体で53万9000円となっております。工賃と部材がありまして、工賃でございますが、47万3000円です。工賃の内訳でございますが、荷台扉製作交換が33万円、ちょうつがい・ロック・金具の入替えが8万8000円、塗装が5万5000円です。

続いて、部材について6万6000円かかりました。その内訳でございますが、3.2ミリの鉄板が2枚で3万800円、2.3ミリの鉄板が1枚で1万3200円、塗装が1万3200円、ショートパーツが8800円で、以上でございます。

相手方について、作業員が乗っていたかということでございますが、1名乗車しておりました。

○道路維持課長補佐（竹村隆史） 相手方の車両には、今申したとおり1名乗車していたのですが、資料のほうに書いてあるように、後ろ向きに止めてあったがために、こちらの除雪ドーザが後退していったときには気づかなかったという状況ではありました。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第111号 駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業に伴う控訴の提起等について

○委員長（野村太郎委員） 次に、議案第111号駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業に伴う控訴の提起等についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（天内隆範） 議案第111号駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業に伴う控訴の提起等について御説明申し上げます。

議案第111号は、駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業において、国家賠償法第1条第1項または民法第709条に基づく損害賠償請求の訴えが提起されましたが、市の主張が認められず、相手方の請求が認容された場合に、控訴の提起等をしようとするものであります。

事件の概要であります。駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業の施行者である市が同整備事業を中止したことにより、(仮称)ルネスアベニューリノベーション事業が頓挫し、損害が生じたとして、相手方である株式会社スコアレが市に対して損害賠償を請求している裁判であります。

請求額につきましては、損害賠償金として2億4522万6579円及びこれに対する遅延損害金を請求されております。

裁判の経過ですが、令和3年10月1日に第1回口頭弁論、同年11月9日に第2回口頭弁論が青森地方裁判所弘前支部において行われ、その後、これまで6回にわたり弁論準備手続が行われました。

今後の予定といたしましては、今後予定される口頭弁論を経て、第一審判決がなされる予定であります。

なお、相手方は損害賠償の請求とともに仮執行宣言を求めておりますので、判決に仮執行宣

言が付された場合、判決の確定前でも相手方が強制執行の手続を行うことが想定されます。

強制執行が行われ、市の預金が差し押さえられれば、市の業務が停滞し、市民生活に大きな支障を及ぼすこととなります。

強制執行を回避するためには、相手方の強制執行申立て前に控訴状及び強制執行停止申立書を提出する必要があることから、控訴等の手続が速やかに行えるよう、判決期日の前である今定例会において駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業に伴う控訴の提起等についての議案を提出したものであります。

以上が議案第111号の概要であります。第一審判決において市の主張が認められないところがあった場合には、上訴審において改めて主張してまいりたいと考えておりますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○企画部長（外川吉彦） 私から法務を所管する立場で補足説明をさせていただきたいと思います。

本議案につきましては、先週の一般質問でも質問があったところでもありますけれども、十分に御理解が得られていないと思われますので、一般質問の質問を通しまして論点と思われる点について説明をしたいと思います。

まず、訴訟記録の閲覧、それから議員への提供についてでございます。

裁判所の訴訟記録の閲覧につきましては、民事訴訟法などに基きまして運用されており、閲覧を希望する方は、事件の番号、記録の特定、当事者または利害関係者であるか・ないか、閲覧の目的などを明らかにし、申請し、裁判所の判断によって閲覧が可能となるものであります。当事者または利害関係者以外の方は閲覧のみで、写しの交付を請求することはできないものであり、写真の撮影も禁じられております。

閲覧できることと一般に公表するという点とは異なるものでございまして、広く一般に公表できる情報ではないということを御理解いただきたいと思います。閲覧につきましても、裁判所の判断によりまして、制限や拒否の可能性がございます。

また、市が保有する訴訟に係る資料につきましても、情報公開条例の「争訟に係る事務に関して、当事者としての地位を不当に害する恐れがある場合」として不開示相当となります。

次に、議決の意味でございます。

本件につきましては、訴えの提起として地方自治法に議決事件と定められております。これは、地方公共団体が事件の当事者として、民事上または行政上の紛争を解決しようとする際に、その結果いかんでは、利害及び権利義務関係について重大な影響を及ぼしかねないことから、あくまで紛争の解決手段として適切であるかという観点で議会の議決を要するとされているものであります。

議決に当たりましては、市あるいは相手方のいずれの主張が正しいかを判断していただくものではなく、判断は司法に委ねられるものであります。当市は既に応訴しており、司法としての最終的な判断を頂くまで裁判により争う方法を継続したいと考えているものであります。

次に、今定例会に提案する理由についてでございます。これについては、二つの論点があると思っております。

まず、一審の判決が出されてからでもよいのではということについてであります。これにつきましては、一般質問の中で最短2日後に仮執行申立てが行われ、強制執行により市民生活に大きな支障を来すおそれがあると説明いたしました。仮執行宣言が付された判決の実例もあり、仮に

実例がないとしても可能性があるものに備え、万全を期すために判決前に準備を行うものであります。

次に、口頭弁論等が終了した後に臨時会で審査をしてはどうかという御意見もございました。口頭弁論等が終了した時点と今の時点で、市の主張や方法は変更がないものであり、議会への提案は同じものになると思っております。

臨時会は、定例会閉会中に緊急に審査していただく案件がある場合に開催していただくものであり、現時点で提案できるものについて、あえて臨時会を開催していただくのは適切ではないと考えるところであります。

説明は以上であります。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○26番（田中 元委員） 先般の議会でも聞いていましたけれども、私に言わせれば、天内部長が言うとおおり、まさに事務的な手続の範疇だと。だから私は、粛々とこれは認めてやるべきというようなことをまず申し上げておきたいと思えますけれども。

この裁判沙汰というのは、相手方から訴えられれば、やむを得ずでもとにかく応じなければならぬ。言うまでもなく受けて立たなければならぬというようなことになるわけでありまして。

今の時点で、議会でもってどうのこうのという段階は過ぎてしまったと思っておりますし、今度は裁判所、裁判官の判断に委ねるという段階です。もう議会がどうのこうのという段階ではないと思っております。

それでもって、もしこれから裁判で、公平な裁判ということを実然ながら我々も望むわけですが、判決の内容によっては相手側が即刻控訴できるという態勢を整えているわけです。もし相手側が不当な判決だと思えば、即効で控訴できると。

ところが今、話があったように、市側は議会の議決がなければ控訴ができないと。しかし、裁判はやっぱり同じ土俵に、両者が同じ土俵に上がらなければ、これは完全に不十分。公平な裁判にはなっていないと私は思います。当然ながらです、これは。手続上のものですから。決めるのは裁判官です。

それで、たしか私の記憶では、この整備事業に関連しては令和2年度に、ここの整備費の予算案を議会で可決しているわけです。だから、もしこれが、市側が敗訴ということになれば、議会としても穏やかな話ではないとも、私は思います。

いずれにしても、最初に申し上げたとおり、これからは裁判所に、裁判官に移っているわけですから、もうここでとやかく言う必要もないし、公平な裁判をしてもらうためには、当然ながらさっき言ったように、市側もまずは同じ土俵に上がるということは、私に言わせればごく当然な話であって、私はこの件に関してはやっぱり粛々と、これは認めるべきだと思います。

○19番（石岡千鶴子委員） 和解もあり得るといふようなことをにおわせておりましたが、和解に至る条件といふか、ここのふうになったら和解しようとか、和解の条件とか、その時期はいつを見通しておられるのか。

○都市整備部長（天内隆範） 一般質問の中で和解という言葉は答弁させていただきました。

ただ、あくまでも裁判の選択肢という形でありまして、当然、勝訴・敗訴があつて、我々は今、弁論準備手続をしておりますけれども、裁判所の裁判官のほうで、これからここのふうなことが仮にあると、その中で和解という提案もあるといふふうな選択肢なだけであつて、市としては和解ということではなくて、ここのふうな選択肢があるといふことで申し上げた次第であつて、現在、双方の主張が本当に平行線で全然合うところが私達はないと思っておりますの

で、まず現実的には和解はあり得ないのかなというふうなのが現状だと思います。

○委員長（野村太郎委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 本案に対しては、御異議がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（野村太郎委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第112号 弘前地区交通安全対策会議を共同設置する地方公共団体の数の増加及び弘前地区交通安全対策会議規約の変更について

○委員長（野村太郎委員） 最後に、議案第112号弘前地区交通安全対策会議を共同設置する地方公共団体の数の増加及び弘前地区交通安全対策会議規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（天内隆範） 議案第112号弘前地区交通安全対策会議を共同設置する地方公共団体の数の増加及び弘前地区交通安全対策会議規約の変更について御説明申し上げます。

弘前地区交通安全対策会議は、交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和46年に当時の9市町村が共同で設置した団体で、その後、市町村合併を経て、現在は弘前市・藤崎町・大鰐町・西目屋村の4市町村で構成されており、弘前地区交通安全計画を策定し、これに沿って4市町村が連携して地区内での交通安全対策を実施しております。

このような中、本年4月1日より板柳町を管轄していた板柳警察署が廃止され、板柳町は弘前警察署の管轄となったことから、同じ弘前警察署管内の市町村が一体となって交通安全対策に取り組むことが適切であるものと考えております。

このため、令和4年10月1日から弘前地区交通安全対策会議に板柳町を加入させるに当たりまして、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、本会議を共同設置する地方公共団体の数を増加させるとともに、本会議の規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が本議案の概要でございます。何とぞ十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

ます。

以上であります。

○委員長（野村太郎委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（野村太郎委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時31分 散会】